

⑤ 「児童手当制度」の改正と所得再分配の現状

(収入のない妻・小学校1人・2歳児1人のケース)

(単位:万円)

年収	所得税	地方税	社会保険料	可処分所得 (対年収比)	児童手当 (年額)	認可保育園 保育料(年額)	合計 (対年収比)
300	6	12	43	239(80.0%)	+30	-5	264(88.0%)
600	21	31	86	462(77.0%)	+30	-28	464(77.3%)
960	75	59	138	688(71.7%)	+12	-48	652(67.9%)
1,200	119	79	173	829(69.0%)	+12⇒0	-66	763(63.6%)

注) 税・社会保険料は「無業の妻・扶養控除対象でない子2人」のケースのモデルで、生命保険控除や医療費控除などは算入していない。保育料は所得によって有料となる0~2歳児を対象。東京都大田区の保育料基準をもとにした推計値。

出典：財務省ホームページ、東京都大田区ホームページ等より矢田わか子事務所にて作成